

平成24年度PTA総会次第

貝塚市立東山小学校PTA

1. あいさつ PTA会長

学校長

2、議案

- 1) 平成23年度 活動報告
- 2) 平成23年度 会計報告
- 3) 平成23年度 会計監査報告
- 4) PTA役員・運営委員免除規定(案)
- 5) 平成24年度 新役員承認の件
- 6) 平成24年度 行事予定(案)
- 7) 平成24年度 会計予算(案)

3、職員紹介

平成23年度 行事報告

	PTA・学校行事	対外的行事
4	役員会(2) 入学式(7) 旧運営委員会(28) 授業参観・教育講演会・PTA総会(28) 家庭訪問{26~5/6}	市PTA協議会新旧引継会(9)
5	役員会(7) 運営委員会(11)	春の交通安全運動(11~20)
6	運動会(5) 予備(7) 第2回創立記念日(27)	市Pソフト大会(12)
7	役員会(9) 運営委員会(13) 個人懇談会(14・15・19)	市Pバレー大会(24)
8	全校登校日(9・29)	
9	役員会(7) 運営委員会(22) 5年キャンプ(9~10) 体力測定(30) 授業参観・給食試食会(30)	秋の交通安全運動(22~30)
10	役員会(1) 運営委員会(12) 校外学習(21) 修学旅行(25~26)	第11回ふるさとふれあいフェスティバル(30) (準備 29日)
11	日曜参観・校内音楽会(6) 役員会(12) 運営委員会(12)	
12	役員会(10) 運営委員会(16) 個人懇談会(19~21)	
1	東山ランド準備(14) 東山ランド(15) 役員会(26)	
2	運営委員会(8)	
3	授業参観・学年懇談会(2) 運営委員会(2) 卒業式(16) 新旧役員会(31)	
4	運営委員会(27) 授業参観・PTA総会(27)	春の交通安全運動(9~13)

平成23年度PTA会計決算報告書

貝塚市立東山小学校PTA

<収入の部>

費目	予算額(円)	決算額(円)	備考
繰越金	468,890	468,890	前年度繰越金
会費	1,316,000	1,388,500	会費500円× 2,617 口 三ヶ山学園 80,000 円
雑収入	100	102,275	利息・入学式・運動会ご厚志
合計	1,784,990	1,959,665	

<支出の部>

費目	予算額(円)	決算額(円)	備考
事務費	50,000	0	
慶弔費	50,000	9,000	転任者花束等
研究費	100,000	44,692	講師謝金等
負担費	200,000	101,375	なかよし親の会費等
消耗費	260,000	11,040	モップ洗濯機
児童対策費	280,000	40,233	児童活動謝礼等
印刷費	200,000	0	
行事費	250,000	165,294	運動会・卒業式
活動費	260,000	354,422	PTA諸活動費用
積立金	50,000	50,000	行事積立金
予備費	84,990	84,990	PTAソフトユニホーム等
合計	1,784,990	861,046	

(収入) (支出) (差引残高)
(円) (円) (円)
1,959,665 - 861,046 = 1,098,619

差引残高 1,098,619 円 は次年度に繰り越しさせていただきます。

上記のとおり報告いたします。
平成24年3月23日

会計 岡辺 

本年度の会計業務及び証憑書類は、誤りなく適正であったことを認めます。
平成24年3月23日

会計監査 高石 滋子  高岡 美加 

PTA役員・運営委員免除規定 (案)

貝塚市立東山小学校PTA

- 1、役員に選出
当該児童に関係なく、今後の運営委員・役員を免除とする
- 2、運営委員選出
当該選出児童(当該児童小学校在学中)において、運営委員・役員を免除する。
- 3、1・2規定にかかわらず
 - 1) 立候補により役員・運営委員になることができる。
 - 2) 当該候補者に不足が生じた場合、規定で免除された方を含めて選出することができる。

附則

- 1、この規定は、平成24年 4月27日より実施する。
- 2、この規定は、平成24年 4月27日より実施に関わらず、平成22年度以降の役員・運営委員より適用する。
- 3、この規定を改正するには、PTA規約改正と同様とする。

平成24年度 P T A役員候補

会長 中村 聖美 (5年)
 副会長 足立 由香 (3年)
 副会長 児玉ちかげ (6年)
 幹事 辻阪 初喜 (2年)
 (会計監査)
 幹事 喜田 直子 (4年)
 (会計監査)
 書記 木下 陽一 (学校)
 会計 岡辺 久 (学校)

平成24年度 行事予定 (案)

	P T A・学校行事	対外的行事
4	入学式(6) 家庭訪問(23) 旧運営委員会(27) 授業参観・学級懇談会・PTA総会(27)	市P T A協議会新旧引継会(14) 春の交通安全運動(9~13)
5	家庭訪問(1・2) 役員会() 運営委員会() 金環日食観測会(21 7:15 登校)	
6	運動会(3)予備(5) 第3回創立記念日(27)	市Pソフト大会(30)予備(7/16)
7	役員会() 運営委員会() 個人懇談会(17・18・19)	市Pバレー大会(22)
8	5年キャンプ(1~2) 全校登校日(6・29)	
9	役員会() 運営委員会() 授業参観・給食試食会(27) 体力測定(28)	秋の交通安全運動
10	役員会() 運営委員会() 修学旅行(14~15) 校外学習(19)	第12回ふるさとふれあいフェスティバル(28)
11	日曜参観・校内音楽会(4)	連合音楽会(9)
12	役員会() 運営委員会() 個人懇談会(18~20)	
1	役員会() 運営委員会() 東山ランド()	
2	役員会() 運営委員会()	
3	授業参観・学年懇談会(1) 新旧役員会() 卒業式(18)	
4	役員会() 運営委員会() 授業参観・PTA総会()	

※年に何回かの市P T A協議会、三中校区地域協議会等の会議

貝塚市立東山小学校PTA規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は貝塚市立東山小学校PTAと称して、貝塚市立東山小学校に事務局をおく。

第2章 会員

第2条 本会の会員は、本校保護者及び教職員で構成する。

第3章 目的

第3条 本会は、会員が協力して家庭・学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第4章 方針

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立のもので、他の団体からのいかなる干渉を受けない。
2. 本会は、児童の健全育成を目的とする団体及び機関とは連携・協力をする。
3. 本会は、教育上必要なことについて学校及び教育委員会に意見を述べる事ができる。
4. 本会は、学校の管理運営及び教職員人事については干渉しない。

第5章 役員・委員（会）及び任務について

第5条 本会の役員は次の通りとする

1. 会長 1名（保護者より）
2. 副会長 2名（保護者より）
3. 書記 1名（教職員より）
4. 会計 1名（教職員より）
5. 幹事 2名（保護者より）

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会務を統括し、本会を代表し各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は本会の記録及び庶務をおこなう。
4. 会計は予算に基づいて会計事務をおこなう。
5. 幹事は、会長や副会長とともに会務の遂行及び会計監査をおこなう。

第7条 役員及び委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第8条 本会は次の委員会を置き、委員会の任務は次の通りとする。

1. 運営委員会
役員及び運営委員で構成し、重要事項を立案・審議し本会の運営をあたる。
2. 広報委員会
PTA通信をはじめとする広報活動をおこなう。
3. 児童・行事委員会
学校の行事の支援及び児童の生活福利厚生を図りための企画推進をおこなう。

平成24年度PTA会計予算(案)

貝塚市立東山小学校PTA

<収入の部>

費目	予算額(円)	備考
繰越金	1098619	
会費	1,490,000	500円×12カ月×235口 三ヶ山学園より80,000円
雑収入	100	利息等
合計	2,588,719	

<支出の部>

費目	予算額(円)	備考
事務費	50,000	会議費・事務消耗品等
慶弔費	50,000	餞別等
研究費	300,000	図書購入・講師謝金
負担費	250,000	市P負担金等
消耗費	300,000	消耗品購入
児童対策費	300,000	児童活動補助
印刷費	200,000	PTA通信等
行事費	350,000	入学式・運動会・卒業式
活動費	580,000	PTA諸活動費用
積立金	100,000	行事積立金
予備費	108,719	
合計	2,588,719	

4. 役員指名委員会

役員選挙について告示し、役員選出規定に基づき選出された役員を総会で報告する。

第9条 広報・児童行事の委員は、運営委員会の委員で分担する。各委員会の委員長は、幹事及副会長が担当をする。指名委員会委員は、運営委員会の委員で構成し、委員長は、幹事及副会長で担当をする。

第10条 役員及び委員の選出については別表選出規定による。

第6章 総会

第11条 総会

1. 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
2. 総会は年1回とする。但し必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 総会の定足数は会員の5分に1(委任状も含む)し議事は出席者の過半数で決する。

第7章 会計

第12条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第13条 会費は、月額500円とする。

第7章 規約改正

第14条 この規約の改正は総会において出席者の3分2以上の同意を必要とする。

附則

1. この規約は平成22年 6月27日より実施する。
2. 会費は児童数ではなく、家庭数で徴収する。